

資料 2

南部町介護予防・日常生活支援総合事業説明会（H29.02.17）

各サービスの内容

<南部町健康福祉課>

介護予防訪問介護相当サービス

1. 現行事業からの移行

- 現行の『介護予防訪問介護』は総合事業に移行します。
- サービスの名称は『**介護予防訪問介護相当サービス**』に変わります。

2. サービス内容

サービス内容	○ 現行の『介護予防訪問介護』と同じ
対象者区分	○ 要支援認定者、事業対象者（基本チェックリストによる判定）
事業の実施方法	○ 事業者指定
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスで実施（ケアマネジメントA）
単位数	○ 現行の『介護予防訪問介護』と同じ（サービスコードA1・A2）
利用者負担	○ 1割または2割
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 ・ 要支援認定者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ※ 予防給付 + 総合事業 ≤ 区分支給限度額 ・ 事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額 ※ 利用者の状態により、要支援2の支給限度額を適用できる（町長が認める場合・届出必要）
事業者への支払い	○ 国保連経由での審査・支払
利用者の決定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメントによる ※ 事業対象者については、要支援1・2相当の方の利用を想定

※要支援1・2で現行の介護予防訪問介護を利用している方は、認定更新までの間は引き続き予防給付を利用

軽度援助訪問サービス

1. 現行事業からの移行

○現行の『南部町軽度生活援助事業（在宅福祉事業）』の一部が、総合事業に移行します。

高齢者（65歳以上）の方へのサービスは、『**軽度援助訪問サービス**』（総合事業）に変わります。

事業区分等	現 行
	南部町軽度生活援助事業 （町単独事業）

⇒

平成 29 年 4 月～	
事業名	対象者
(1) 軽度援助訪問サービス （地域支援事業・総合事業）	①要支援 1・2 ②基本チェックリストによる事業対象者
(2) 南部町軽度生活援助事業 （町単独事業 継続）	上記以外（障害者等）

○単価

サービス単価	現 行
サービス単価	2,000 円/1 回
うち委託料	1,800 円/1 回
うち利用者負担	200 円/1 回

⇒

平成 29 年 4 月～	
2,250 円/1 回	（225 単位）
2,025 円/1 回	（サービス費支給額）
225 円/1 回	

2. サービス内容

サービス内容	○訪問介護員等による生活援助で、身体介護は行わない。(緊急時を除く) ・掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、被服の補修、一般的な調理、日用品の買い物、薬の受け取り等
提供回数・時間	○ 週2回まで (土日を除く) (日曜を除く) ・1回当たり60分以内
対象者区分	○ 要支援認定者、事業対象者(基本チェックリストによる判定)
事業の実施方法	○ 事業者指定(町に申請が必要) ※ 町の指定を受けた事業所を随時更新・紹介予定。
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスで実施(ケアマネジメントA)
単位数	○ サービスコードA4 訪問型サービス費(町独自・緩和基準/定額) 225単位/回
利用者負担	○ 225円/回(1割相当)
給付管理	○ 対象 ・要支援認定者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ※ 予防給付 + 総合事業 ≤ 区分支給限度額 ・事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額 ※ 利用者の状態により、要支援2の支給限度額を適用できる(町長が認める場合・届出必要)
事業者への支払い	○ 国保連経由での審査・支払
利用者の決定	○ 介護予防ケアマネジメントによる ※要支援1・2相当の方、またはおおむね要支援相当の状態にあり自立支援のための生活援助が必要な方の利用を想定
利用者の見込	H29.4 軽度生活援助事業からの移行 10名(H29.1月現在) H29.4~ 新規利用希望者(現行相当からの移行含む)

3. 現行相当サービスとの併用

同種のサービス(介護予防訪問介護、介護予防訪問介護相当サービス)との併用は原則不可とします。

介護予防通所介護相当サービス

1. 現行事業からの移行

- 現行の『介護予防通所介護』は総合事業に移行します。
- サービスの名称は『**介護予防通所介護相当サービス**』に変わります。

2. サービス内容

サービス内容	○ 現行の『介護予防通所介護』と同じ
対象者区分	○ 要支援認定者、事業対象者（基本チェックリストによる判定）
事業の実施方法	○ 事業者指定
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスで実施（ケアマネジメントA）
単位数	○ 現行の『介護予防訪問介護』と同じ（サービスコードA5・A6） ※平成30年4月からは全事業所がサービスコードA6を使用 国基準に、要支援2の週1回程度利用の単位数を追加（平成30年4月から使用できる単価） →要支援2の週1回程度の利用者は、コード番号および単位数が変わります。
利用者負担	○ 1割または2割
給付管理	○ 対象 ・要支援認定者 → 介護度による予防給付の支給限度額 ※ 予防給付 + 総合事業 ≤ 区分支給限度額 ・事業対象者 → 予防給付の要支援1の限度額 ※ 利用者の状態により、要支援2の支給限度額を適用できる（町長が認める場合・届出必要）
事業者への支払い	○ 国保連経由での審査・支払
利用者の決定	○ 介護予防ケアマネジメントによる ※事業対象者については、要支援1・2相当の方の利用を想定

高齢者配食サービス ※総合事業外の事業

1. 現行事業からの移行

○現行の『南部町「食」の自立支援事業（在宅福祉事業）』の一部が、任意事業へ移行します。

高齢者（65歳以上）の方へのサービスは、『**高齢者配食サービス**』に変わります。

	現 行		平成 29 年 4 月～	
			事業名	対象者
事業区分等	南部町「食」の自立支援事業 (町単独事業)	⇒	(1) 高齢者配食サービス (地域支援事業＞任意事業)	65歳以上高齢者
			(2) 南部町「食」の自立支援事業 (町単独事業) 継続	65歳未満の障害者等

○単価 利用者の個人負担額の変更はありません。

		現 行				平成 29 年 4 月～		
食事区分	1日の 食事数	サービス費用	利用者負担			サービス費用	利用者負担	
			利用者負担	委託料			利用者負担	委託料
ご飯セット	1食	800円	400円	400円	⇒	1,000円	400円	600円
	2食	1,600円	900円	700円		2,000円	900円	1,100円
おかずのみ	1食	700円	300円	400円		950円	300円	650円
	2食	1,400円	700円	700円		1,900円	700円	1,200円

2. サービス内容及び基準

サービス内容	○ 高齢又は疾病等の理由により、食事の調理が十分にできないひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯等に対し、訪問により栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、自立した生活の継続を支援し、定期的な安否確認による見守り体制を確保する。
提供回数等	○ 1日2食以内（昼・夕） 毎日（土日・祝日含む）
対象者	○ 高齢、疾病等の理由により、食事の調理又は栄養管理を行うことが困難な次のいずれかの者 (1) 65歳以上の単身者 (2) 65歳以上の者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者 (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めた者
事業の実施方法	○ 町との委託契約事業
基準等	○ 昼食は午前11時から正午の間に、夕食は午後4時30分から午後5時30分の間に配達する ○ ご飯とおかずのセット、おかずのみの2種類実施 ○ 配食の献立は、栄養士の指導に基づく栄養のバランスのとれたものとする ○ 調理品を利用者宅まで配達するとともに、利用者の安否及び体調等を確認し、必要に応じて地域包括支援センター等へ報告する ※原則手渡しとなります。
サービス利用の流れ	①利用希望者は役場（地域包括支援センター）へ相談し、ケア会議で審査決定後に申請書を提出する。（利用日の3日前まで） ②役場から利用者へ決定通知、事業者へ依頼通知 ③事業者は1か月分の利用料を取りまとめ、翌月15日までに利用者へ請求する。利用者は、月末までに支払う。 ④町は、事業実績に基づき事業者へ委託料を支払う。
ケアマネジメント	○ 不要

給付管理	○ 対象外
利用者の決定	新規利用や更新利用の適否については、ケア会議で審査決定
利用者の見込	H29.4 39人

※65歳以上の配食サービス継続利用者は、H29.4.1から新規で申請書を提出。

申請代行者は利用者のケアマネジャーまたはケア会議でケース検討を提出した者とする。

見直し時期は、そのまま有効とするので、ケース担当者は忘れずにケア会議で継続するかどうかの有無を検討すること。

※H29.3月末～4月には、利用対象者にはチラシ等配布し周知する予定。